

保険金のご請求について

保険金をご請求いただく際の受付フロー

〈24時間365日〉



請求書類送付後の流れ

請求書類送付後の一般的な流れと注意点は以下のとおりです。

請求書・診断書等のご返送



ご病気・おケガについて内容のご確認



お支払い保険金の決定



保険金のお支払い

保険金請求書、診断書、同意書等お取り揃えの上、お送りくださいますようお願いします。なお、ご請求書は内容をご確認の上、必ずご請求されるご本人様（実際にご病気・おケガをされた方。未成年の場合は親権者）がご自身で署名・捺印いただくようお願い申し上げます。

お送りいただいた診断書について、必要に応じて、治療を受けられたご本人様、受診された医療機関、以前にかかっていた医療機関等に対し、治療の内容等を確認させていただくことがあります。関係各所への確認に際し、約1ヶ月程度のお時間がかかる場合がございますので、予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。なお、確認にご協力いただけない場合には、保険金のお支払いを致しかねる場合がございますので、お含みおきください。

上記確認ができ次第、お支払いする保険金を決定させていただきます。保険金ご請求のお客様には郵送（お支払のご案内）をもってお知らせ致します。

原則、請求書類の到着日より30日以内に保険金をお支払いさせていただきます。

保険金をご請求いただく際の必要書類

1. 医療保険金請求書
2. 入院・通院・手術証明書（診断書）
3. 同意書（主治医宛）

※診断書発行にかかる費用は、お客様のご負担となります。
※診断書を省略できる場合がございますので、KICまでお問い合わせください。
※必要に応じその他の書類のご提出をお願いすることがございます。

Q | 加入直後に入院した場合も保険の対象となりますか？

A |

- ケガの原因となった事故発生の時（受傷時）、または医師の診断による発病日が、保険責任開始後であれば対象となります。ただし、ご加入告知前、保険責任開始前からご治療があった場合は、保険金のお支払い対象外となることがございますので、個別にご相談くださいますようお願いします。
- 新規ご加入時の保険期間（ご契約期間）開始後1年を経過した後に生じた保険金支払事由については、新規ご加入時にすでに被っているけがや病気についても保険金お支払いの対象となります。
- 女性形成治療保険金については、乳房の悪性新生物の場合、初年度契約の保険期間の初日よりその日を含めて90日経過した日の翌日の午前0時より前に医師によって発病と診断されたものはお支払いの対象となりません。